

保険契約者代理特約付加に伴う一部特約への適用内容の変更について

第一生命保険株式会社(代表取締役社長:隅野 俊亮)では、2024年3月19日に新制度「保険契約者代理特約」の取扱を開始します。

本特約を契約に付加することで、保険契約者が病気やケガなどで意思表示ができず、自身で手続を行うことができない場合などに、あらかじめ指定された家族など(保険契約者代理人)が、保険契約者に代わって解約や住所変更などの契約に関する手続を行うことが可能となります。

保険契約者代理特約を付加いただく際、あわせてご契約に付加されている特約に応じて以下の内容にご了解いただきます。加えて、ご了解いただいた内容については、他のご契約においても適用されますのであらかじめご了承ください。

1. 保険契約者代理特約付加に伴う適用内容の変更

(1) 主契約に指定代理請求特約が付加されている場合

主契約の被保険者と保険契約者が同一人であるときは、主約款および各特約の特約条項の規定により保険契約者が受取人と定められた保険金等(すえ置かれた保険金等を含みます)の請求、保険料払込の免除の請求および契約者配当金(積み立てられた契約者配当金を含みます)の請求について、指定代理請求人より行うことができなくなります(保険契約者代理人からの請求となります)。

(2) 主契約に被保険者が受取人となる保険金等の代理請求特約が付加されている場合

主契約の被保険者と保険契約者が同一人であるときは、主約款および各特約の特約条項の規定により保険契約者が受取人と定められた保険金等(すえ置かれた保険金等を除きます)の請求および保険料払込の免除の請求については、保険金等の受取人の代理人より行うことができなくなります(保険契約者代理人からの請求となります)。

(3) 主契約にパッケージ特約が付加されている場合

各パッケージ内契約の保険契約者代理人はすべて同一人となります。

2. 保険料

上記による保険料の変更はありません。

3. 適用時期

主契約に保険契約者代理特約を付加した日以降

以上